

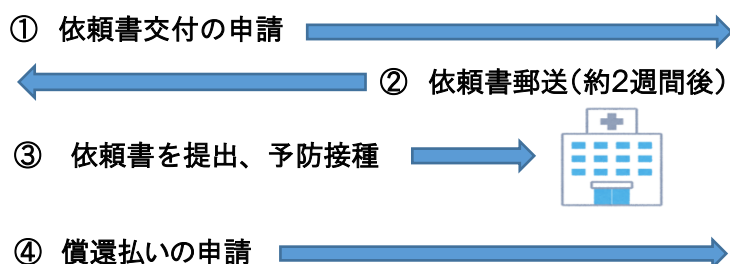
高齢者の定期予防接種を 八尾市以外で接種する場合の手続きについて

定期予防接種は住民登録のある市町村で受けることが原則ですが、入院や入所等の事情により八尾市内の委託医療機関で接種できない場合は、「予防接種依頼書」の手続きにより、他市町村で接種することができます。詳細は、下記の手続きの流れをご確認ください。

依頼書をもって定期接種として取り扱いますので、事前に依頼書の手続きをしない場合は、償還払い（返金）の手続きはできませんのでご注意ください。

少なくとも、接種予定日の2週間前までに電子申請または郵送にてお手続きをお願いします。

手続きの流れ	
1	八尾市電子申請システムで「予防接種依頼書交付申請」を申し込んでください。（※電子申請には利用者登録が必要です） ※電子申請システムの利用ができない場合は、裏面の「予防接種依頼書交付申請書」に記入して、八尾市保健センター（健康推進課）予防接種担当へ郵送してください。 ※八尾市保健センター（健康推進課）窓口でも申請できますが、即日交付はできません。
2	申請後、約2週間程度までに「予防接種依頼書」と「償還払い申請書」が届きます。
3	届いた「予防接種依頼書」を接種する医療機関へ提出して、実費で予防接種を受けます。接種後は、予防接種の領収書と予防接種済証をもらってください。
4	予防接種が済んだら、「償還払い申請書」で還付の手続きをします。 償還払い申請書を記入し、申請書に記載している必要な書類（領収書や予防接種済証など）を添えて申請してください。非課税世帯や生活保護の方は、償還払い申請書内の免除申請により、自己負担額を含めた費用の返還が可能です。 原則、被接種者口座に振込みとなります。やむをえず、被接種者以外の口座に振り込む場合は、委任状が必要です。
5	償還払い申請書を受理した翌月末頃に、指定した金融機関口座に接種費用の全部または一部（返金額には上限があります。）が返金されます。



【申請先】〒581-0833 大阪府八尾市旭ヶ丘5-85-16
八尾市保健センター 健康推進課 予防接種担当
TEL 072-994-8480 FAX 072-996-1598